

第 1 節 計画の目的及び内容

1 計画の目的

寝屋川市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、寝屋川市防災会議が定める計画であって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の地域にかかる災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

2 計画の内容

この計画は、市の地域にかかる防災に関する総合的防災対策の指針とし、総則・災害予防対策編、地震災害応急対策・復旧対策編、南海トラフ巨大地震防災対策推進計画編、風水害等応急対策・復旧対策編及び資料編から構成する。各編で対応する内容は、次のとおりである。

(1) 総則・災害予防対策編

計画の目的を明らかにし、市及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定める。また、災害の防止対策に加え、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害を始め各種災害に対応するために平常時に取るべき防災活動全般について定める。

ア 災害に強いまちづくり

防災空間の整備を始めとする都市の防災機能の強化など、災害の防止を目指した対策を定める。

イ 災害応急対策・復旧対策への備え

初動体制、情報収集伝達体制、広域応援体制、消火・救助・救急体制など、災害の発生に備えてあらかじめ整備すべき体制について定める。

ウ 地域防災力の向上

自主防災組織の育成、ボランティア活動環境の整備など、市民の災害対応能力の向上を目指した対策を定める。

(2) 地震災害応急対策・復旧対策編

ア 地震災害応急対策

地震発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容を定める。

(ア) 初動期の活動

被害情報の収集、消火・救助・救急、医療など人命救助に関わる対策を中心として、地震発生直後から速やかに講じるべき対策について定める。

(イ) 応急復旧期の活動

飲料水・食料の供給、避難対策、保健衛生・福祉活動、都市機能の回復など、被災者の生活支援を中心とした対策について定める。

《総則》 1節 計画の目的及び内容

イ 災害復旧・復興対策

被災者の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定める。

ウ 東海地震の警戒宣言に伴う対応

東海地震警戒宣言が発せられた場合の社会混乱の防止と地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置について定める。

(3) 南海トラフ巨大地震防災対策推進計画編

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ巨大地震については、平成14年7月に制定され、平成15年7月に施行された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成25年の一部改正により、対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ巨大地震に拡大されるとともに、名称も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改められたことに基づき、内閣総理大臣により本市は震度6弱以上と想定される地域があるという理由で、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。このことから、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、市域における地震防災対策について定める。

(4) 風水害等応急対策・復旧対策編

風水害が発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、災害発生直後の応急対策について地震災害応急対策で見直した観点を踏まえ、各防災関係機関に求められる活動を定める。

ア 風水害等応急対策

(ア) 災害警戒期の活動

気象予報の伝達、組織配備体制、関係機関の警戒活動や避難対策等、災害を未然に防止し、被害を最小限にするために講じるべき措置について定める。

(イ) 災害発生後の活動

被害情報の収集、救助・救急、医療など、人命救助に関わる対策から食料の供給、避難対策、保健衛生・福祉活動、都市機能の回復など、被災者の生活支援まで、時系列に定める。

イ 事故等災害応急対策

大規模市街地火災や、高層建築物災害、危険物等災害、列車事故などの大規模事故等による災害を始め、不測の災害への対応に万全を期するため、地震災害応急対策、風水害応急対策を応用し、市及び関係機関の活動内容を定める。

ウ 災害復旧・復興対策

市民の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定める。

(5) 資料編

災害予防対策、災害応急対策に関する基礎的情報で、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第2節 市域の概要

1 自然的条件

(1) 位置

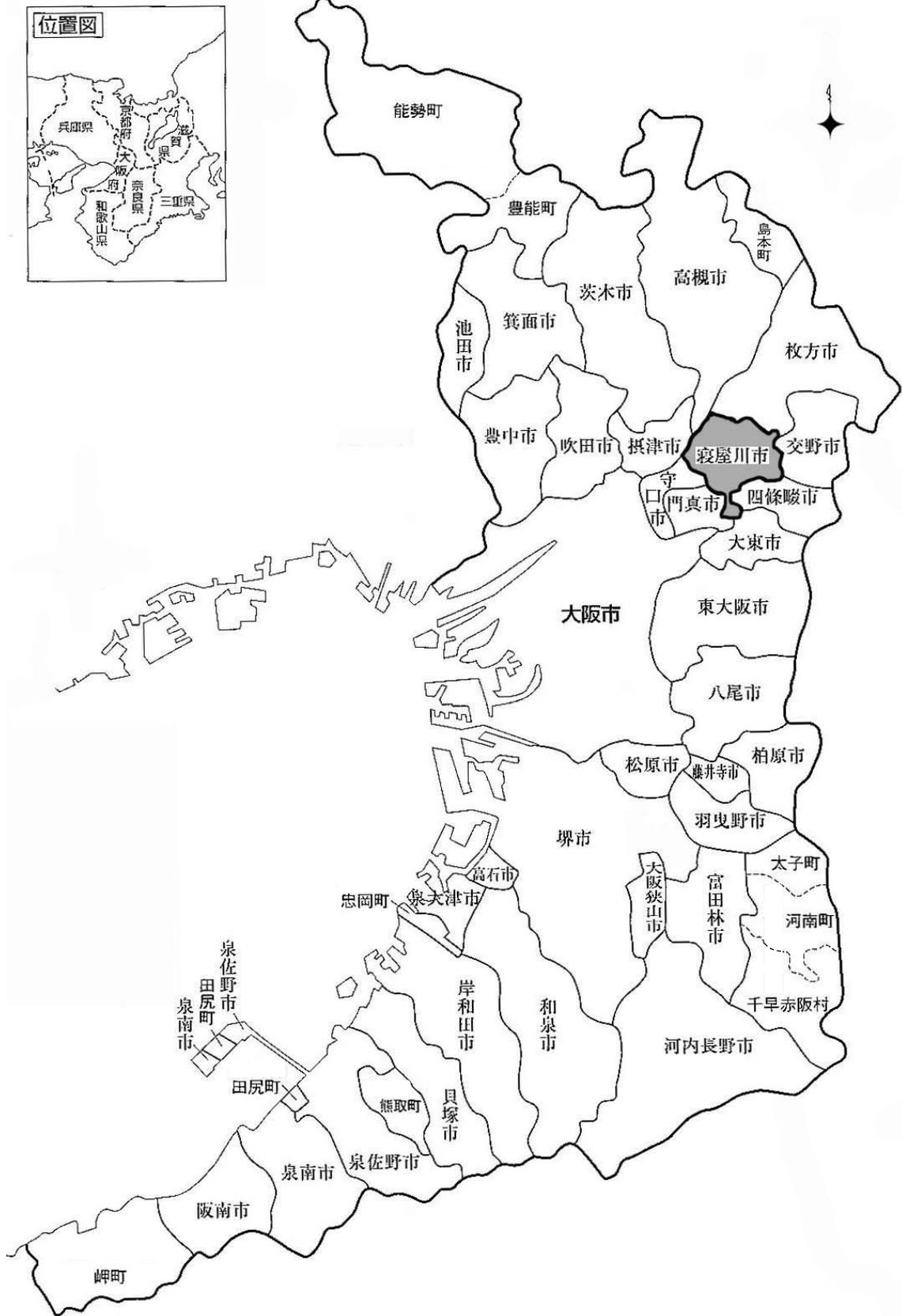
市は、大阪府の北東部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より約15km、京都市域の中心より約35kmの距離にある。また、市の西側は淀川を境として高槻市と摂津市に、東側は交野市に、北部は枚方市に、さらに南部は守口市、門真市、大東市、四條畷市にそれぞれ隣接しており、北河内地域の中心部に位置している。

市の経緯度及び面積等は、次のとおりである。

人口・面積・地勢

人 口	231,075人 (令和2年7月1日現在)		
面 積	24.70km ²		
地 勢	位 置	極 東	東経 135度39分44秒
		極 西	北緯 34度46分01秒
		極 南	東経 135度35分13秒
		極 北	北緯 34度46分03秒
			東経 135度38分02秒
			北緯 34度43分42秒
			東経 135度36分52秒
			北緯 34度47分29秒
勢	範 囲	東 西	6.89km
		南 北	7.22km
海 抜		最 高	T.P. 109.6m (O.P. 110.9m)
		最 低	T.P. 0.1m (O.P. 1.4m)

位置図



(2) 地形・地質

ア 地 形

市の地形は、西部の平野部と東部の丘陵地・台地部の二つに大別される。

平野部は淀川沿いに広がる低地と、大阪平野にまたがり、標高2m～3m前後と低平な地形である。丘陵地・台地部は、なだらかな枚方丘陵とこれを囲む台地、生駒山地の一部及び山麓地で、丘陵地の標高は50m前後で、南東部の山地では約110mとなっている。平野部と枚方丘陵・生駒山地との間には台地が分布している。

また、丘陵部では宅地造成が進み、造成された地形が広がっている。

イ 地 質

平野部は一般に北河内地域の低湿地帯と俗に呼ばれ、粘土や砂などの沖積層により構成される。丘陵地は、砂礫層や砂層、粘土層などによる大阪層群や満池谷累層が分布し、丘陵地の周辺の台地には、砂礫層を主体とする中・低位段丘層が分布している。

山地部は、生駒山地に広がる花崗岩が基盤岩を形成し、強固な岩盤をなしている。

地 質 分 類

区 分	岩 相 等
沖 積 層	河川などによる現世の堆積層。未固結で軟弱な泥、砂、礫などにより構成される。
段 丘 層	満池谷累層より新しい時代に河岸段丘などに堆積したよく締まった砂礫層
満池谷累層	大阪層群の上位に堆積した砂礫質土主体の半固結状の地層
大阪層群	新生代第三期末～第四期前期に堆積した砂礫質土、粘性土、火山灰などからなる半固結状の地層の総称
花 崗 岩	中生代に形成した花崗岩などの複合岩体、塊状岩盤である。

地形・地質分類図



凡例	地 形		地 質
	低 地	氾濫平野	沖積層
		後背湿地	
		旧河道	
		自然堤防	
		谷底平野	
		天井川	
		扇状地	
	台地	中・低位段丘	段丘層
	高地	高位段丘	満池谷累層
	山地・丘陵地	丘陵地	大阪層群
		小起伏山地	花崗岩
	その他	谷部埋土地	造成地盤

(3) 気 象

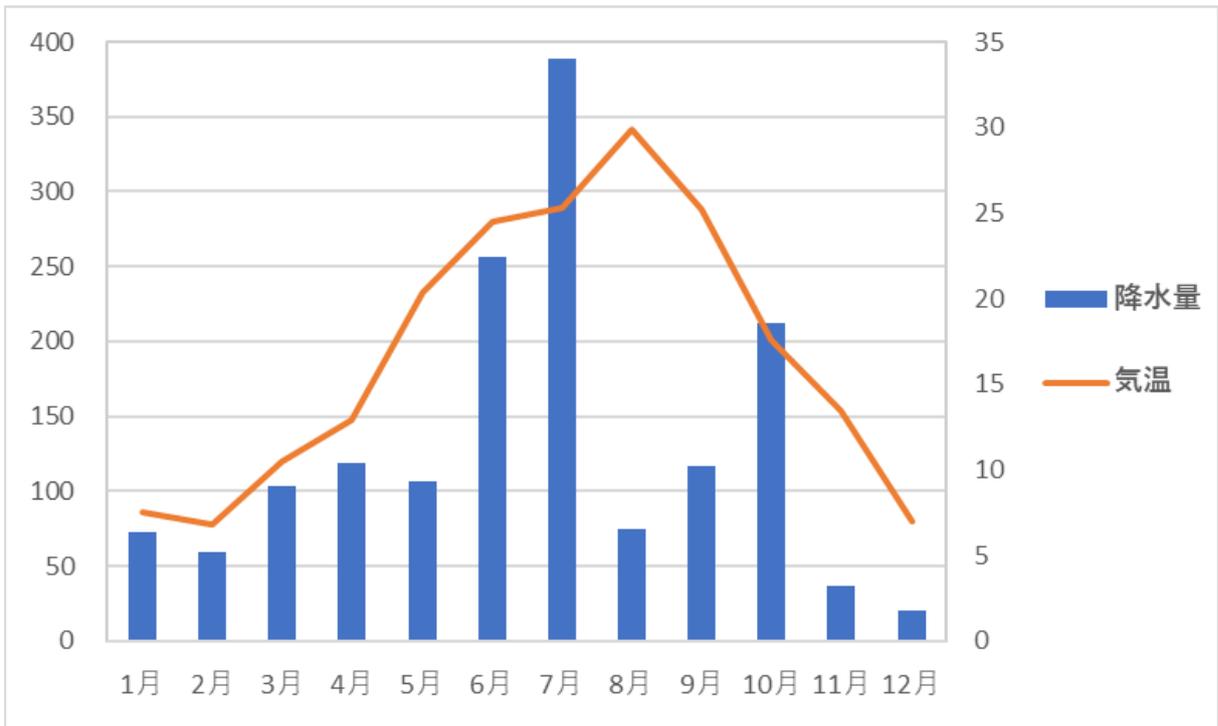
市は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、山地で寒気を防ぎ、四季穏やかな気候に恵まれている。

気温は、大阪市内と大きな相違はなく、年平均気温は16～17℃程度で、夏の気温はやや高く、一日の最高気温が35℃以上となる猛暑日が続くことがある。

降雨量は、年間1,300mmから1,700mmを超えることもあり、台風の発生状況など、その年の状況によって大きく異なっている。また、梅雨期や台風期には時間雨量30mm程度の大雨がたびたび発生している。

(平成24年8月14日前線による大雨：143mm／1時間、観測地点：点野局)

平均気温及び降水量（令和2年）



年 次	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年 (令和元年)	令和 2 年
平均気温 (°C)	16.9	15.8	16.6	16.7	16.8
降水量 (mm)	1529.0	1435.5	1649.0	1346.0	1566.0

観測地点：アメダス枚方（枚方市星丘）

2 社会的条件

(1) 人口、建物、交通等

市の人口は、令和2年7月1日現在231,075人であり、近年減少傾向にあるが、高度経済成長期以降、大阪都市圏の郊外住宅都市として急速に発展してきたため、市街地は、全般に人口の密集した地域となっている。とりわけ、西部・南部地域では都市基盤が十分整備されないまま、アパートや文化住宅などの狭小な木造賃貸住宅が数多く建築され、人口密度の高い密集住宅地区が形成された。この密集住宅地区の解消のため、生活道路や公園広場等の都市基盤整備と老朽化した木造賃貸住宅の良好な建替えが進んでいる。

丘陵部には、市の中央を貫走する京阪電鉄と東部丘陵地帯を通過するJR学研都市線の2本の鉄道がある。また、幹線道路として、淀川と並行して走る国道1号と市域を縦断する国道170号が走っている。市が大阪と京都の中間に位置していることから、これらの幹線道路は通勤、行楽のため、朝夕における交通量が非常に多かったが、平成22年、国道1号のバイパスが自動車専用道路と一般道路で構成され、また、市の南部を東-南西方向に走る第二京阪道路が開通し、周辺道路の交通混雑が緩和された。

(2) 土地利用

平成27年度都市計画基礎調査（土地利用現況調査）では、市域面積約2,470haのうち、市街地（一般市街地、商業業務地、工場地など）が約1,706haで最も多く、全体の約69%を占めており、次いで普通緑地（公園・緑地、学校、墓地など）が約269haで約11%、農地（田、畑など）が約195haで約8%、道路が約131haで約4%などとなっている。

3 災害特性

(1) 自然的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

市域における主な地形・地質からみた災害特性は、以下のとおりである。

ア 低地

市域の西部には氾濫平野が広がり、その標高は2～5mと市域で最も低い。現在これらの多くは宅地化が進み、盛土によってかさ上げされており、原地形はほとんど見られない。寝屋川沿いには過去の氾濫の繰り返しによって形成された自然堤防の微高地が連続してみられる。東大阪平野はかつて湿地であり、河川の氾濫が繰り返されたが、現在は河川堤防が整備され、外水氾濫の危険性は小さいが、豪雨時などに排水不良による内水氾濫が発生している。

一方、谷底平野や丘陵・台地を開析する谷底では、豪雨時に流水の通路となりやすい。また、低地であることから河川の破堤時には、土砂流出や洪水氾濫の危険性が高いといえる。また、低地には軟弱地盤である沖積層が厚く堆積しているため、地震動に対しては脆弱な地盤であり、砂質土が卓越する地盤などでは液状化の可能性がある。

イ 台地

市域には中・低位段丘層、高位段丘層が見られる。これらの地層が分布する台地は、よく締まった砂礫層により構成され、十分な地耐力を有した地盤であることか

ら、防災上の問題が少ない比較的安全なところであると判断される。しかし、たち川、打上川沿いの崖地や人工改変による急崖地などのうち、不安定な崖では、豪雨時、地震時に斜面崩壊の危険性がある。また段丘面上の谷では、豪雨時に流水が集中しやすい。谷は急激な宅地化によりほとんどが宅地の盛土地となり、排水不良による内水氾濫を招くおそれがある。

土砂災害や地震災害に対しては、急崖地などの不安定な崖地では崩壊の危険性がある。

ウ 丘陵地

丘陵地は人工改変が容易なことから、大部分が宅地化されている。このような都市化により地表の多くがコンクリート等で覆われ、豪雨時の流水が地下に浸透しにくい状況にある。このため表流水が旧谷地形の埋土部に集中しやすく、内水氾濫や冠水のおそれがある。

また谷部の盛土斜面や急傾斜の切土斜面などのうち不安定な斜面では、豪雨時・地震時等に斜面崩壊の危険性がある。

地震動に対しては、造成地にみられる急斜面などが不安定となるほか、盛土地盤において沈下や液状化などの危険性がある。

エ 活構造

丘陵地の縁辺部には南北方向や、北東－南西方向の活構造が存在し、これに沿って地層が急傾斜していることなどから、断層沿いの急斜面では地震動による斜面災害の危険性がある。

(2) 社会的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

社会的条件から見た災害危険性・危険区域は、以下のとおりである。

ア 土砂災害危険箇所

市には崖崩れのおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所、土石流のおそれのある土石流危険渓流がある。なお、地すべりのおそれのある地すべり危険箇所はない。

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所は保全人家5戸以上の危険箇所（Ⅰ）が14か所（自然斜面9か所、人工斜面5か所）、保全人家1～4戸の危険箇所（Ⅱ）が13か所（自然斜面11か所、人工斜面2か所）となっている。

これらの急傾斜地崩壊危険箇所に関わる保全人家戸数は189戸（平成15年3月公表）に達している。

これらの斜面は、枚方丘陵内のほか、丘陵部と平野部の境界付近の斜面などに分布している。

なお、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定により、傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為を制限する必要がある区域として知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域はない。

(イ) 土石流危険渓流

南東部の山地の一部に保全人家5戸以上の危険渓流Ⅰが1渓流あり、これは讚良川の支流に指定されている。

また、当該渓流の流域には「砂防法」の規定により、砂防設備を要する土地又

《総則》2節 市域の概要

は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した砂防指定に地がある。

イ 土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

府は、土砂災害の被害のおそれのある区域を土砂災害（特別）警戒区域として指定している。当該区域では土砂災害から人命を守るため、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策等を推進しなければならない。

現在、急傾斜地の崩壊により被害を受ける土砂災害警戒区域が43か所指定されており、そのうち42か所には土砂災害特別警戒区域も指定されている。（令和3年6月16日更新）

ウ 河川の水防区域

市には国、府管理の河川が淀川、寝屋川等の11河川、市管理の河川、用排水路がある。

国、府管理の11河川については、国、府により、その現状と洪水が公共上及ぼす影響の程度を勘案して水防上警戒又は防御の必要性を有する箇所がA：特に重要な水防区域、B：重要水防区域、C：その他の水防区域に区分されている。

エ 水防ため池

市には堤防が決壊すれば人家、公共施設等に被害を及ぼす可能性があるため池が、水防ため池として府により指定されており、公共上及ぼす影響の程度を勘案して、水防値C（決壊時の被害が大きいため池）が5か所あり、市の南東部にかたまってみられる。

なお、本市には水防値A（決壊時の被害が特に甚大なため池）、B（決壊時の被害が甚大なため池）に該当するため池はない。

オ 宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）

宅地造成に伴う災害を防ぐため宅地造成に関する工事について規制を行う必要がある宅地造成工事規制区域は、東部の丘陵部に広く指定されている。これらの区域では、住宅地開発が進んでおり、南東部の一部などを残して市街化している。

カ 防火・準防火地域

建築物の不燃化を促進し燃えにくい市街地の形成を図るため、防火・準防火地域を指定している。防火地域は、香里園駅両側と寝屋川市駅の両側及び京阪高架下に、面積26haが指定されている。準防火地域は防火地域を除く市街化区域全域、2,136haが指定されている。

キ 危険物施設

地震災害危険要因には、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所などの危険物施設があげられる。これらは、令和3年4月1日現在、市内で合計285か所となっている。

ク 密集住宅地区

地震時等に延焼又は建築物の倒壊等の災害の発生の可能性が高い密集住宅地区（萱島東地区、池田・大利地区、香里地区）が「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」に指定され、そのうち延焼の危険性等の状況から重点的に改善を図る地区として「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されている。

4 地震の災害誘因

(1) 地震の発生機構

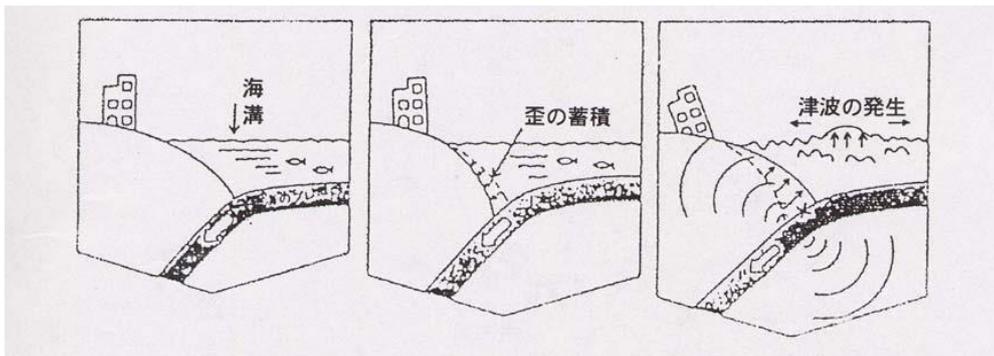
地震とは、地下深部の岩盤中に急激な破壊が発生し、その衝撃が地震波として周囲に広がり地表に達し、地盤や構造物を揺り動かす現象である。

日本ではこうした地震の発生メカニズムは大別して2つの型がある。

ア 海溝型地震 = 海洋プレートが大陸プレートに沈み込むことに起因するもの = プレートの沈み込み境界では、海洋プレートの沈み込みに伴い、大陸プレートが少しずつ引きずり込まれていく。この引きずり込みが長期間進行すると、やがてひずみが限界に達して、両プレートの境界が破壊される。この瞬間に、海洋プレートが一気に下方にずれ動き、大陸プレートが跳ね上がる。

プレートの運動は、最近の地質時代を通じてほぼ一定の方向・早さを保ってきたと考えられるので、海溝型地震は同じ場所に繰り返し発生することになり、その間隔はおよそ100～200年程度である。

海溝型地震の発生メカニズム



イ 内陸型地震（直下型地震） = プレートの圧縮作用に起因するもの =

日本列島の内陸部は、海洋のプレートが押し寄せるために、常に水平方向の圧縮力にさらされている。この圧縮力によって地殻の弱い箇所が断層破壊を起こすのが内陸の地震である。その規模は海溝型地震よりやや小さいが、マグニチュード8クラスの海溝型地震と同規模のものも生じる。この地震が都市の真下で起これば、いわゆる直下型地震として大きな被害を及ぼす危険性がある。

一度断層破壊を起こした場所は、弱い傷跡として残り、地震で移動を繰り返す。こうして長い地質時代に断層のずれが蓄積され、断層地形が発達する。第四紀（過去200万年程度）に移動した証拠のある断層は活断層と呼ばれるが、活断層と内陸型地震の発生機構の関係においてはまだ不明な点が多い。

(2) 地震の長期評価

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等の評価し、随時公表している。

これらの事項について、令和2年1月時点で市に関わる事項を以下に示す。

ア 活断層の長期評価の概要

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和5年（2023年）1月1日）

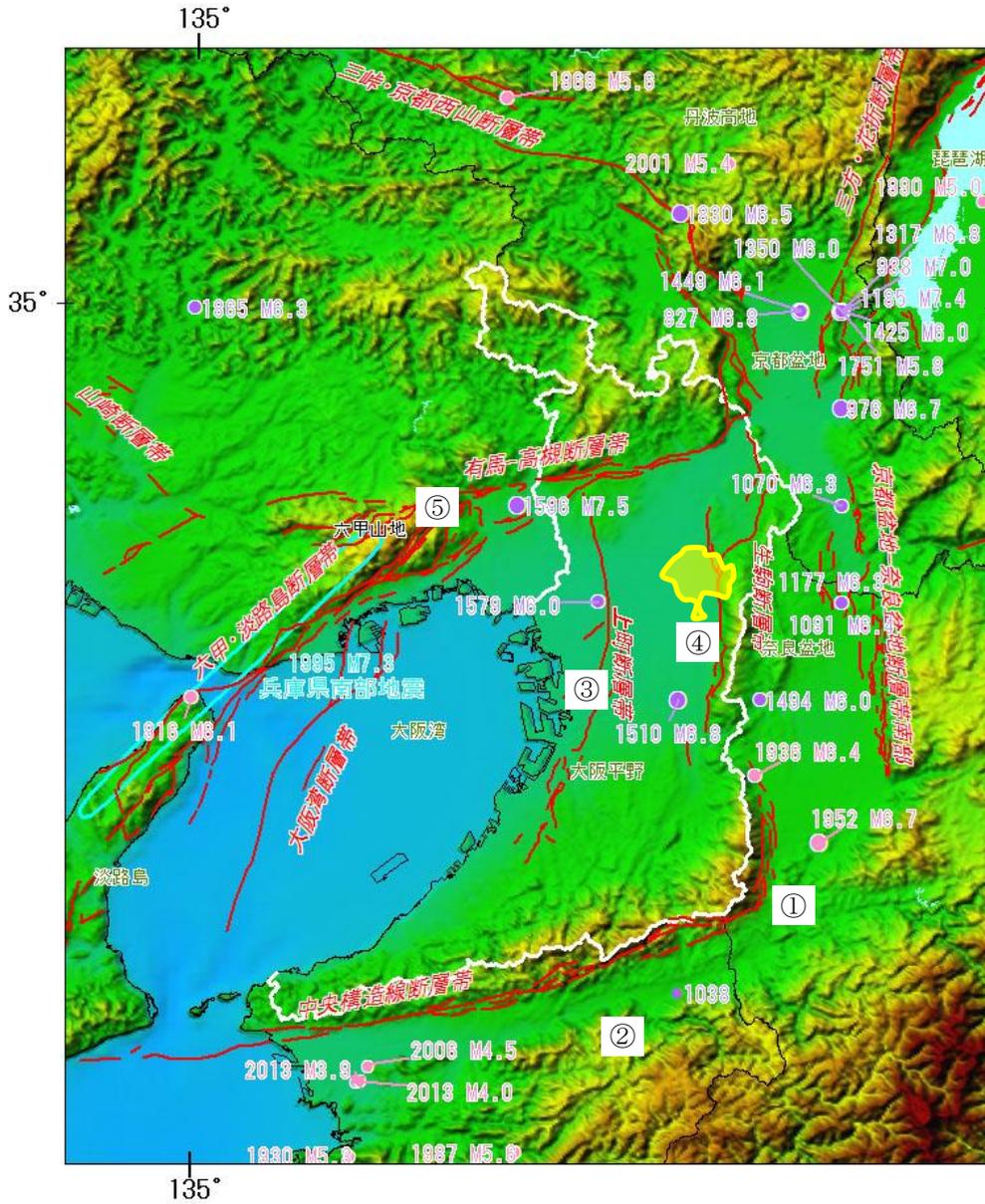
	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の 主な活断層 における 相対的評価 (注3)	地震発生確率 ^(注1)			地震後 経過率 ^(注2)	平均活動間隔
				30年 以内	50年 以内	100年 以内		最新活動時期
①	中央構造線断層帯 (五条谷区間)	7.3程度	Xランク	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明 ^(注4)	不明 約2,200年前以後 ～7世紀以前
②	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁区間)	6.8程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.2～0.3	約6,000年 ～7,600年 1世紀以後～3世 紀以前
③	上町断層帯	7.5程度	S*ランク	2%～3%	3%～5%	6%～10%	1.1～2 より大	8,000年程度 約28,000年前 ～9,000年前
④	生駒断層帯	7.0～7.5程度	Aランク	ほぼ0% ～0.2%	ほぼ0% ～0.3%	ほぼ0% ～0.6%	0.2～0.5	3,000年 ～6,000年 西暦400年頃以後 ～1,000年前頃以 前
⑤	有馬－高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	Zランク	ほぼ0% ～0.04%	ほぼ0% ～0.08%	ほぼ0% ～0.4%	0.2～0.4	1,000年 ～2,000年程度 1,596年慶長伏見 地震

注1) 確率値は、有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また、「ほぼ0%」とあるのは、 10^{-3} %未満の確率値を表す。

注2) 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

注3) 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

注4) 平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。



(出典：地震調査研究推進本部ホームページ、大阪府の地震活動の特徴の図を基に作成)

中央構造線断層帯地震について

中央構造線断層帯については、これまで6つの区間に分かれて活動するとして評価を行っていた（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2011）。その後、同断層帯及び延長部の分布に関する新たな知見に基づき、これまでの各区間を9つの区間に再整理し、また、西端を九州側へ延長した豊予海峡―由布院区間を追加して、計10の区間の断層帯として評価を行った。（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2017）。また、この区間が個別に活動する長期確率を超えることはないと評価されている。

（参考：従来の評価）主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成22年(2010年)1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
中央構造線断層帯 (金剛山地東縁 ―和泉山脈南縁)	8.0程度	我が国の主な 活断層の中 では高いグル ープに属する	ほぼ0% ～5%	ほぼ0% ～9%	ほぼ0% ～20%	約2,000年 ～12,000年
						1～4世紀

（出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（平成29年3月3日現在）地震調査研究本部 より抜粋）

（参考）平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率	地震後 経過率	平均活動間隔
		30年以内		
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区間 「野島断層を含む区間」	7.3	0.02%～8%	0.5～1.2	1,700年～3,500年

（参考）平成28年（2016年）熊本地震発生直前における確率

活断層名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後 経過率	平均発生間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新発生時期
布田川断層帯 布田川区間	7.3	ほぼ0% ～0.9%	ほぼ0% ～1%	ほぼ0% ～3%	0.08 ～0.9	8,100年 ～26,000年程度
						約6,900年前以降 ～約2,200年前以前

（出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和2年1月24日現在）地震調査研究本部 より抜粋）

(参考) 平成 28 年 (2016 年) 鳥取地震の震源周辺の活断層における発生確率 (中国地域北部)

活断層のくくり (評価単位区間)	各区間が単独で 活動する場合の 地震の規模 (M)	地震発生確率			地震後 経過率	平均活動間隔
		30 年以内	50 年以内	100 年以内		最新活動時期
宍道(鹿島)断層	7.0 程度 若しくは それ以上	ケース 1: ほぼ 0% ~0.002%	ケース 1: ほぼ 0% ~0.005%	ケース 1: ほぼ 0% ~0.01%	ケース 1: 0.1~0.4	約 3,300 年~4,900 年程度
		ケース 2: 0.9%~6%	ケース 2: 2%~10%	ケース 2: 3%~20%	ケース 2: 0.8~1.8	ケース 1: 8 世紀以後、 14 世紀以前 ケース 2: 約 5,900 年前以後 ~約 3,700 年前以前
雨滝一釜戸断層	6.7 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.2~0.4	20,000 年程度 約 7,600 年前以後 ~約 3,700 年前以前
鹿野一吉岡断層	7.2 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.008 ~0.02	4,600 年~9,200 年程度 1,943 年鳥取地震
日南湖断層	6.7 程度	不明	不明	不明	不明	不明 約 90,000 年前以後 ~約 28,000 年前以前
岩坪断層	6.5 程度	不明	不明	不明	不明	不明 不明

(出典: 今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 (平成 29 年 3 月 3 日現在) 地震調査研究本部 より抜粋 (平成 29 年 (2017 年) 1 月 1 日での算定))

イ 海溝型地震の長期評価の概要

調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は100~ 200年に1回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に100 ~200年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

海溝型地震の長期評価の概要 (算定基準日 令和 2 年 (2020年) 1 月 1 日)

領域または地震名	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の 海溝型 地震の 相対的評価 (注 3)	地震発生確率(注 1)			地震後 経過率 (注 2)	平均活動間隔(注 1)	
			10 年 以内	30 年 以内	50 年 以内		最新発生時期 (ポアソン過程を適 用したものを除く)	
南海 トラフの 地震 (第二版)	南海トラフ	8~9 クラス	Ⅲ*ランク	30%程度	70~80%	90%程度 若しくは それ以上	0.84	次回までの 標準的な値(注 4) 88.2 年
								74.0 年前

注 1) これらの評価は、算定基準日を元に更新過程を適用。また、色丹島沖及び択捉島沖の地

震、十勝沖から択捉島沖の海溝寄りのプレート間地震、千島海溝沿いのひとまわり規模の小さい地震及び沈み込んだプレート内の地震、宮城県沖のプレート間地震、日本海溝沿いのひとまわり規模の小さい地震（ただし、宮城県沖の陸寄りの地震（宮城県沖地震）を除く）、日本海溝沿いの海溝寄りのプレート間地震、日本海溝沿いの沈み込んだプレート内の地震及び海溝軸外側の地震、相模トラフ沿いのその他の南関東のM7程度の地震、日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震、日本海東縁部の秋田県沖の地震及び佐渡島北方沖の地震については、ポアソン過程を適用している。

確率値は有効桁数を1として計算結果を丸めて表記している。ただし、10%以上94.5%未満の場合は有効桁数を1とした値に「程度」を付けて記述する。また、94.5%以上の場合は「90%程度以上」と記述する。なお、「ほぼ0%」とあるのは、 10^{-3} %未満の確率値を表す。

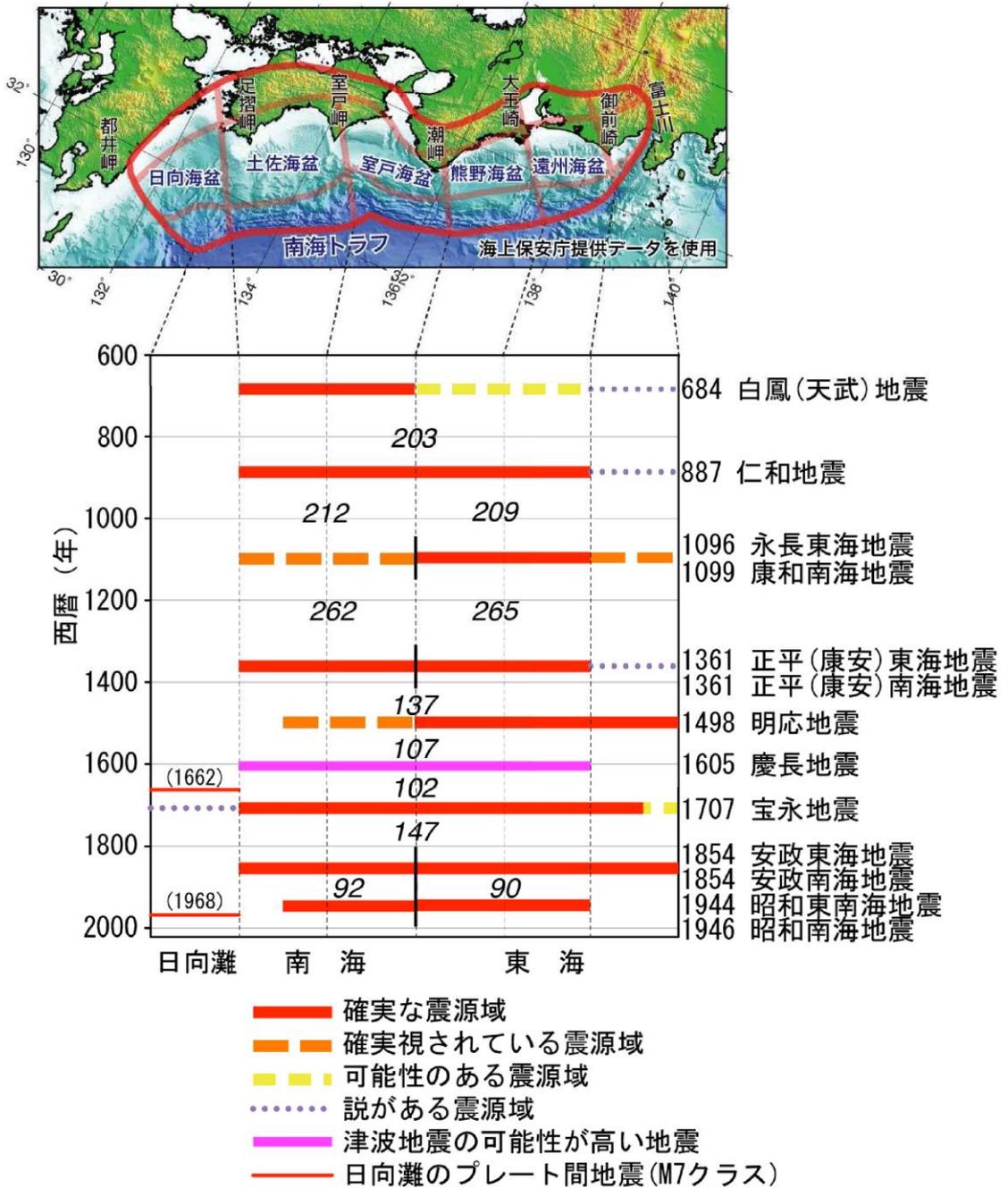
注2) 地震後経過率: 最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。

最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると1.0となる。

注3) 海溝型地震における今後30年以内の地震発生確率が26%以上を「Ⅲランク」、3%~26%未満を「Ⅱランク」、3%未満を「Ⅰランク」、不明（すぐに地震が起きることを否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である海溝型地震については、ランクに「*」を付記している。

注4) 過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていないため、平成25年5月に公表した長期評価（第二版）では、前回の長期評価を踏襲し時間予測モデルを採用した。前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔は、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた。また、地震の発生間隔の確率分布はBPT (Brownian Passage Time) 分布に従うと仮定して計算を行った。

(出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和2年1月24日現在）
地震調査研究本部 より抜粋)



南海トラフで過去に起きた大地震の震源域の時空間分布 (石橋, 2002 を基に編集)

- ・ 白鳳(天武)地震(684年)以降の地震を示している。
- ・ 図中イタリック体で表した数字は、地震の発生間隔(年)を示す。
- ・ 震源域は地形の境界(都井岬、足摺岬、室戸岬、潮岬、大王崎、御前崎、富士川)で東西方向に区切っている。
- ・ 黒の縦棒は、南海と東海の地震が時間差(数年以内)をおいて発生したことを示す。

(出典(図): 南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)地震調査研究推進本部)

南海トラフ巨大地震の特徴

- ①発生しやすい揺れの周期は数秒～十数秒の長周期地震動である。
- ②地震の揺れの継続時間が長い。
- ③建物は揺れる際、それぞれの固有周期で揺れる。（10階建で1秒程度、30階建で3秒程度の周期（階数×0.1））
- ④地震の揺れの周期と建物の固有周期が一致すると、建物は「共振」現象により揺れが増幅され、徐々に大きく速く揺れる。南海トラフ地震では、中高層建築物の揺れが大きくなるおそれがある。
- ⑤上記④により中高層建築物が大きく揺れた場合、室内では家具類の転倒・落下により、人的被害が発生すると考えられる。

（参考）2011年東北地方太平洋沖地震発生直前における確率

領域又は地震名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			地震後経過率	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期
東北地方太平洋沖地震	9.0	4%～6%	10%～20%	20%～30%	0.83～1.00	600年程度
						約500～600年前

（出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和2年1月24日現在 地震調査研究本部）

(3) 寝屋川市における地震の事例（平成30年6月18日 大阪北部地震）

平成30年6月18日7時58分、大阪府北部でマグニチュード6.1の地震が発生し、大阪市北区や高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で大阪府内観測史上初となる震度6弱を観測したほか、近畿地方を中心に、関東地方から九州地方の一部にかけて震度5強～1を観測した。寝屋川市の震度は、5強であった。

この地震により、大阪府内で死者6人、負傷者約369人（重傷者約22名、軽傷者約347名）、全壊約18棟、半壊約512棟、一部損壊約55,081棟の住家被害が生じた。（平成30（2018）年11月2日12時00分現在 被害状況（速報報告））

本市における被害状況は以下のとおりであった。

市町村名	人的被害（人）				住家被害（棟）			非住家被害（棟）
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	
寝屋川市	0	0	0	9	0	8	1,395	約72

（出典：大阪府HP（大阪府北部を震源とする地震に関する被害状況等について 平成30（2018）年11月2日12時00分現在 被害状況（速報報告）））

5 風水害の誘因

(1) 台 風

近年、日本には、2019年9月8～9日の台風第15号（アメダス千葉で最大瞬間風速57.5m/s）や2019年10月12～13日の台風第19号（神奈川県箱根で総降水量1,000mm）が襲来して大きな被害が発生しており、台風の大型化が顕著となっている。気象庁気象研究所の最近の研究結果「21世紀末の将来予測」においても、「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

台風を「雨台風」や「風台風」と呼ぶことがあるが、一般に、台風が通り過ぎた後の被害によって分類するのが妥当であり、異常気象が目立つようになった現在では、進路の違いにより雨台風か風台風かという判断は難しくなった。実際の台風はそのどちらも強いため、事前にどちらになるのかを言い切ることは非常に難しい。

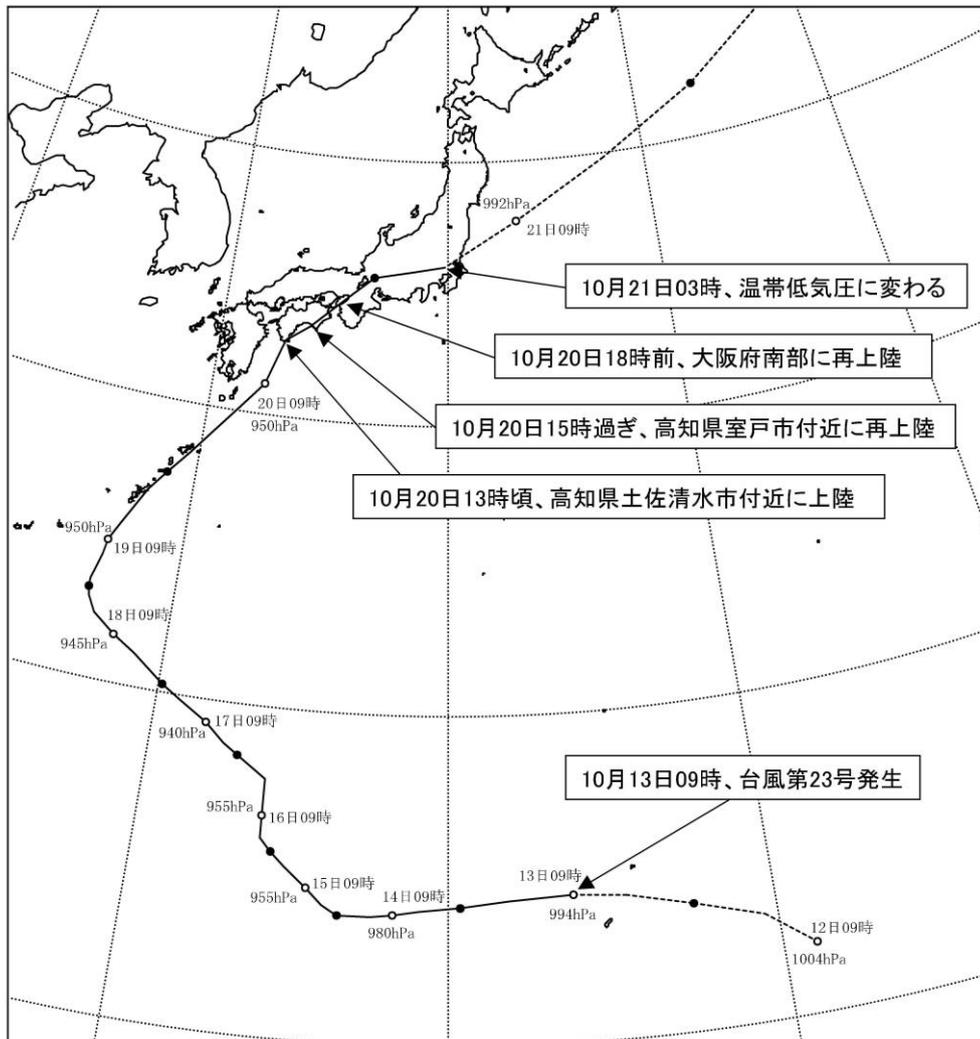
市における近年の台風被害は、以下のとおりである。

ア 平成16年10月 台風第23号

10月13日9時にマリアナ諸島近海で発生した台風第23号は、18日18時に大型で強い勢力となって沖縄の南海上を北上した。台風は、19日に沖縄本島から奄美諸島沿いに進み、20日13時頃、大型の強い勢力で高知県土佐清水市付近に上陸した後、15時過ぎ、高知県室戸市付近に再上陸した。その後、18時前、大阪府南部に再上陸して、近畿地方、東海地方に進み、21日3時に関東地方で温帯低気圧となった。

総雨量は、市役所では184mm、一番多い梅が丘で200mmに達し、市では、床上浸水1戸、床下浸水289戸の被害が発生した。

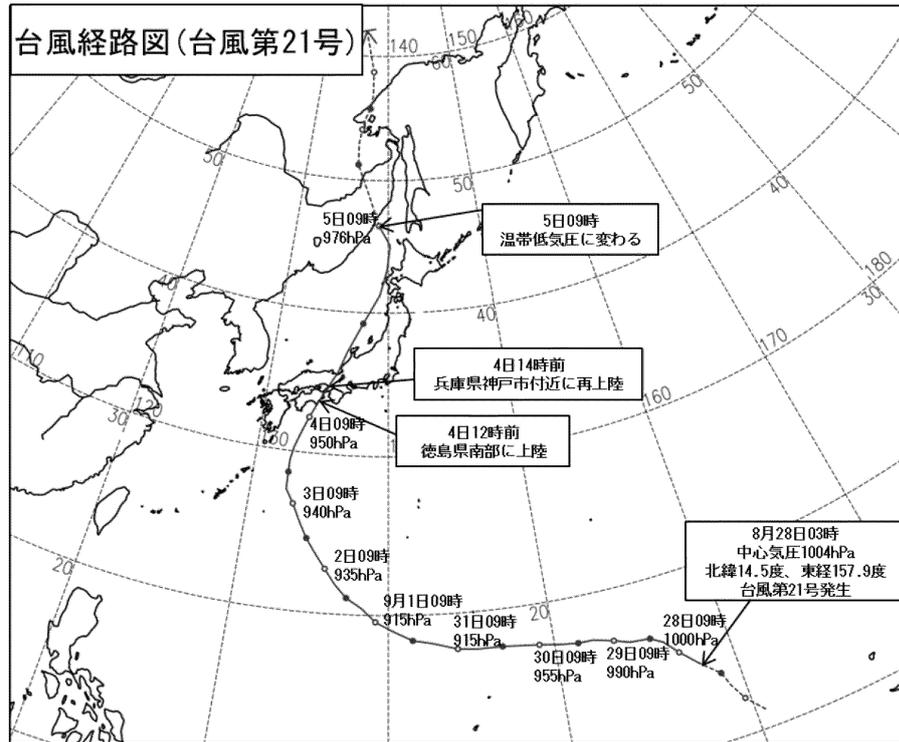
平成16年台風第23号経路図



(出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2004年 第6号)

イ 平成30年9月 台風第21号

4日正午頃に徳島県南部に上陸した台風第21号は、非常に強い勢力のまま北上を続けた。台風の接近・通過に伴って、西日本から北日本にかけて非常に強い風が吹き、非常に激しい雨が降った。特に四国や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、顕著な高潮となったところがあった。市では、9月3日午前4時56分に暴風警報、午前6時30分に大雨警報（土砂災害、浸水害）が発表された。市の被害状況は、救急車出動13件（死者なし負傷者13人）、消防車対応95件（瓦が落ちたなどの対応）、避難所計30か所への避難者数367人であった。



(出典：気象庁 災害時自然現象報告書 2019年 第1号)

(2) 局地的大雨と集中豪雨

気象庁によると、1970年代後半から全国約1,300か所の地域気象観測所（アメダス）において観測した1時間降水量50mm及び80mm以上の短時間強雨の発生回数を年ごとに集計し、ここ30年余りの長期的な変化傾向をみると、連続する10年程度の平均は少しずつ増加してきている。

ア 局地的大雨とは

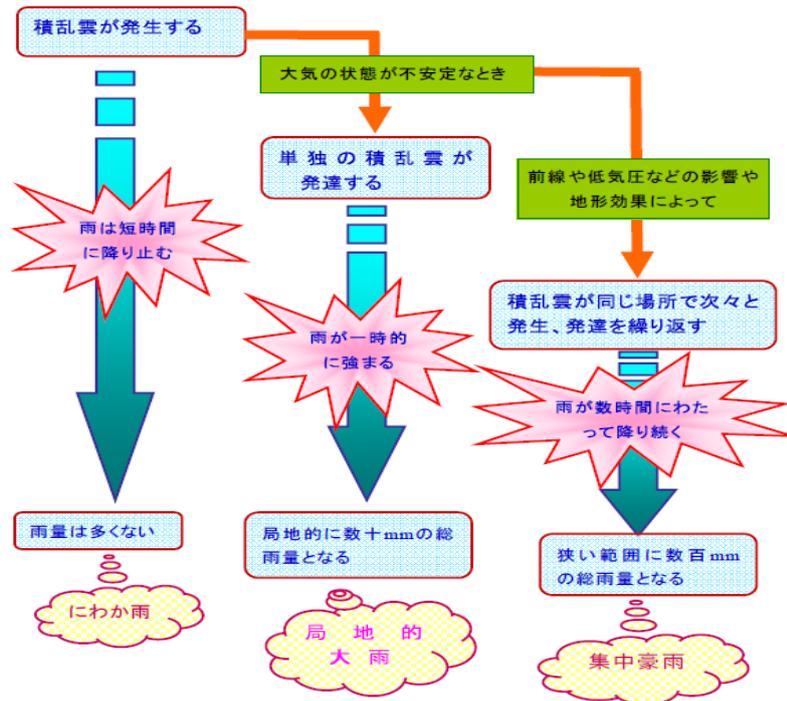
(ア) 大気の状態が不安定なとき、単独の積乱雲が発達することによって起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数十mm程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から1時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。

(イ) 発生前の予測が困難でゲリラ豪雨と呼ばれることもある。

イ 集中豪雨とは

(ア) 大気の状態が不安定なとき、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたって降り続き、狭い範囲に数百mm程度の総雨量となる。

(イ) 集中豪雨がどこで発生するのかは予測が困難である。



(出典(図)：局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁)

「大気の状態が不安定」とは

「下層（地表面付近）へ暖かく湿った空気が流入したとき」や「上層（上空）へ冷たい空気が流入したとき」で、下層の大気が軽く上層は重いという、このような気象状況を「大気の状態が不安定」という。

例えば地表面が太陽などで暖められることにより上昇気流が発生するが、「大気の状態が不安定」な状況では、上昇気流が強まり、積乱雲が発達し大雨になりやすい。

ウ 局地的大雨や集中豪雨による水害の特徴

局地的大雨や集中豪雨に伴う短時間にまとまって降る強い雨による水害には、次のような特徴がある。

(ア) 短い時間で危険な状態になる。

水が集まり流れる場所である河川、溪流、下水道管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで、数分～数十分で危険な状態になる場合がある。神戸市都賀川の事故では、10分間で約1 m30cmも水位が上昇した。

(イ) 離れた場所での雨が影響する場合がある。

河川、溪流、下水道管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降っていても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。多摩川のような大きな川でも、40分間で約30cmも水位が上昇した。

(ウ) 注意報や警報の発表に至らない雨でも災害が発生する場合がある。

河川、溪流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。

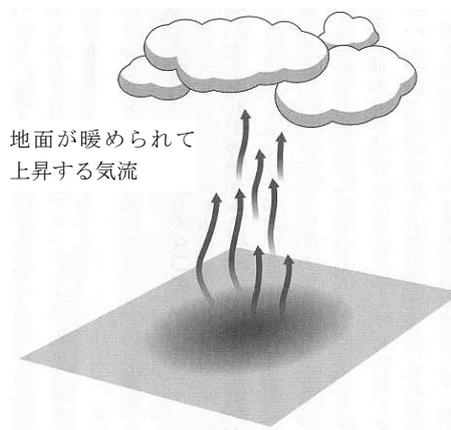
る。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。東京都豊島区の下水道工事での事故は、大雨注意報の発表基準より少ない雨量で起きている。

(出典：局地的大雨から身を守るために 平成21年2月 気象庁)

エ 寝屋川市における局地的大雨の事例(平成20年8月6日 大気の状態が不安定による大雨)

近畿地方に南から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、さらに、日射が強く大阪府内の多くの地点で最高気温が35℃を超えるなどしたため、地表面が暖められて上昇気流が強まった。

市では発達した積乱雲により局地的大雨となり、市内5ヶ所の雨量計測地点のうち香里局で1時間雨量112mm(総雨量113mm)を記録した。



(ア) 降水量

平成20年8月6日の降水量

測定地点	1時間降水量	10分降水量の最大
市役所	58 mm	16 mm
点野	50 mm	24 mm
堀溝	11 mm	4 mm
香里	112 mm	32 mm
梅が丘	29 mm	11 mm

大雨警報が発表されたとき(17:03)には既に大雨のピークとなっていたと考えられる。*

※ 枚方市でも同様に局地的大雨となり、アメダス(枚方)で1時間に71.5mm(観測史上2位)を記録したため、当該観測所の10分降水量の時系列グラフより推測した。

(イ) 被害の状況

平成20年8月6日の浸水被害状況

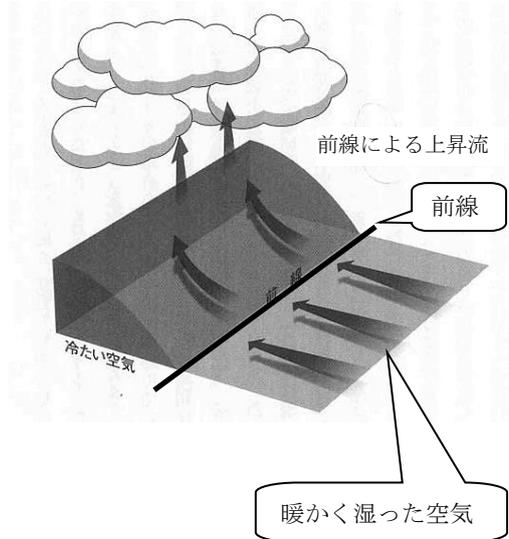
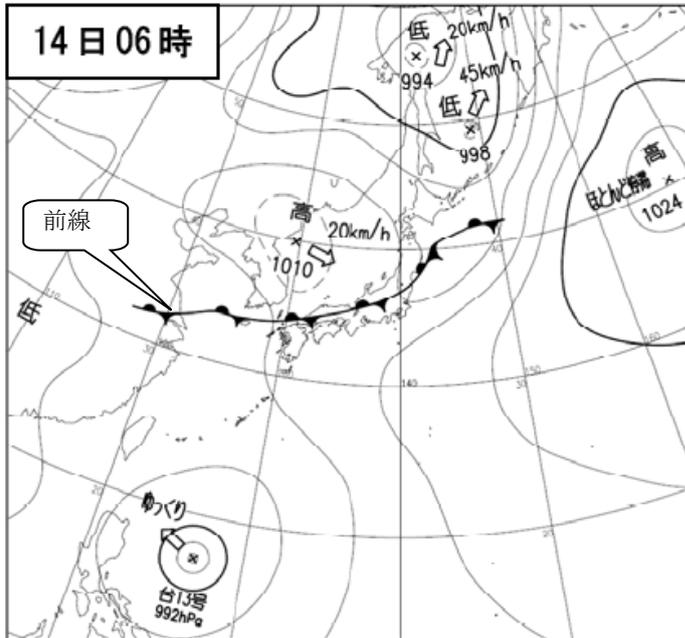
床上浸水	床下浸水
122 戸	1,241 戸

オ 市における集中豪雨の事例1（平成24年8月14日 前線による大雨）

前線※が日本海から西日本に南下し、この前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。

前線に向かって暖かく湿った空気が継続して流れ込むことにより市及び周辺市の範囲で、積乱雲が発生・発達を繰り返し、集中豪雨となった。

※ 前線とは冷たい空気と暖かい空気が接している境目が地上に接したところをいう。



(ア) 降水量

平成24年8月14日の降水量

測定地点	1時間降水量	時間
市役所	135 mm	午前5時40分～6時40分
点野	143 mm	午前5時30分～6時30分
堀溝	105 mm	午前5時40分～6時40分
香里	127 mm	午前5時30分～6時30分
梅が丘	109 mm	午前5時40分～6時40分

大雨警報は前日（13日）の22:01に発表されていた。

(イ) 被害の状況

平成24年8月14日の浸水被害状況

床上浸水	床下浸水
1,427 戸	5,787 戸

カ 市における集中豪雨の事例 2（平成30年 7月豪雨 西日本豪雨）

平成30年 6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、また29日には台風第7号が南海上に発生、北上して日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、台風7号や梅雨前線の影響により大雨となりやすい状況が続いた。また、局所的な線状降水帯が形成された。このため、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、各地で甚大な被害が発生した。前線や湿った空気の影響で、6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800mm、東海地方で1200mm、近畿地方で600mmを超える大雨となったところがあった。大阪府では、能勢で降り始めからの総雨量が498.5mmを観測、7月の月降水量第1位を上回る大雨となった。「大雨特別警報」が11府県で発表され、寝屋川市では「土砂災害警戒情報」が発表された。

(3) 竜巻等

積乱雲の下では、竜巻等の激しい突風や雷などの激しい現象が発生することがある。

竜巻は、日本では、年平均で約25個（2007年～2013年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。一市町村でみた発生率は90年に一度程度のまれな現象だが、一度発生すると家屋の倒壊や車両の転倒、飛来物の衝突などにより、短時間でたいへん大きな被害をもたらすことがある。また、ダウンバーストやガストフロントといった突風もしばしば発生し、竜巻と同様に短時間で大きな被害をもたらすことがある。竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

市域では、竜巻等による被害は確認されていないが、2019年10月12日の千葉県市原市の竜巻では、死者1人、負傷者9人、住家全壊12棟、住家半壊23棟、住家一部損壊54棟の被害が発生した。また、2019年9月22日の宮崎県延岡市の竜巻では、負傷者18人、住家半壊1棟、住家一部損壊508棟の被害が発生した。

<資料>

- ・地形・地質（資料編 資料2-1）
- ・土地利用の変遷（資料編 資料2-2）
- ・災害履歴（資料編 資料2-3）

第3節 災害の想定

1 府による地震被害想定

(1) 平成18年度に府が公表した大規模地震（直下型）の被害想定

府では、活断層による直下型地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

活断層による大阪府全域での被害想定（府実施）

項目		想定地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
地震の 規模	マグニチュード		7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1
	震度階級		4～7	4～7	4～7	3～7	3～7
建物全半壊 棟数	全壊		362,576棟	219,222棟	275,316棟	85,700棟	28,142棟
	半壊		329,455棟	212,859棟	244,221棟	93,222棟	41,852棟
出火件数			268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)
死傷者数	死者		12,728人	6,281人	9,777人	2,521人	338人
	負傷者		148,833人	90,547人	101,294人	45,905人	16,194人
り災者数			2,662,962人	1,514,995人	1,900,441人	743,066人	229,628人
避難所生活者数			813,924人	454,068人	569,129人	217,440人	66,968人
ライフライン	停電		2,003,019軒	601,271軒	886,814軒	408,322軒	147,911軒
	ガス供給停止		2,931千戸	1,276千戸	1,420千戸	642千戸	83千戸
	水道断水		544.6万人	372.0万人	489.6万人	230.0万人	110.5万人
	電話不通		913,031加入者	417,047加入者	447,174加入者	171,112加入者	78,889加入者

※ 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

※ 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

また府では、大阪府全域に及ぶ被害想定とともにこれを市町村ごとに想定している。
以下の表に市に関わる想定を示す。

寝屋川市における被害の想定（府実施）

項目 \ 想定地震	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	
建物被害計	全壊棟数	11,008 棟	246 棟	18,355 棟	2,705 棟	19 棟
	半壊棟数	12,497 棟	582 棟	15,825 棟	4,777 棟	44 棟
建物被害計	23,505 棟	828 棟	34,180 棟	7,482 棟	63 棟	
炎上出火件数	5(10)件	0(0)件	10(20)件	1(2)件	0(0)件	
死者	103 人	0 人	519 人	13 人	0 人	
負傷者	3,209 人	146 人	3,485 人	1,454 人	11 人	
り災者数	81,285 人	2,704 人	132,820 人	26,513 人	206 人	
避難所生活者数	23,573 人	785 人	38,518 人	7,689 人	60 人	
停電	40,085 軒	832 軒	55,789 軒	8,420 軒	104 軒	
ガス供給停止	100 千戸	0 千戸	101 千戸	0 千戸	0 千戸	
水道断水	16.2 万人	4.0 万人	19.8 万人	13.0 万人	0.6 万人	
電話不通	31,158 加入者	2,308 加入者	4,154 加入者	4,154 加入者	231 加入者	

- ※ 出火件数は夕刻発生の地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数
- 死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率 1% 風速）によるものの合計
- り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計
- （大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成 19 年 3 月）より作成）
- ※ 中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁－和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

(2) 平成25年度に府が公表した大規模地震（海溝型）の被害想定

府では、南海トラフ巨大地震を想定し、下表に示すとおり被害を想定している。

南海トラフ巨大地震における大阪府内の被害想定

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード（M）9.0～9.1	
	計測震度5弱～6強	
建物全半壊棟数	全壊 179千棟 半壊 459千棟	
出火件数（炎上出火冬18時）	61	
死傷者数（冬18時）	死者 134千人（津波の早期避難率が低い場合） 9千人（津波の避難が迅速な場合） 負傷者 89千人（津波の早期避難率が低い場合） 26千人（津波の避難が迅速な場合）	
避難者数	192万人（内、避難所生活者 118万人）	
ライ フラ イン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済 被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

（出典：「大阪府地域防災計画 基本対策編」令和元年11月修正 大阪府防災会議）

また府では、大阪府全域に及ぶ被害想定とともにこれを市町村ごとに想定している。以下の表に市に関わる想定を示す。

寝屋川市における南海トラフ巨大地震の被害想定（府実施）

想定地震	南海トラフ巨大地震	
地震の規模	マグニチュード（M）9.0～9.1	
	寝屋川市の最大震度6弱	
建物全半壊棟数 （揺れ・液状化・急傾斜地崩壊・地震火災の被害の合計）	全壊	12,804棟
	半壊	12,661棟
出火件数（炎上出火冬18時）	8件	
死傷者数（冬18時）	死者	78人
	負傷者	1,449人
避難者数（最大）	103,692人（避難所生活者 41,040人）	
ライフライン	停電	52,841軒
	ガス供給停止	91,082戸
	電話不通	36,000加入者
	水道断水	229,731人
その他	災害廃棄物等	136.3万トン
	エレベータ停止台数	184台

（「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 第4回・第5回配布資料」より抜粋・集計）

2 風水害の想定

風水害の原因となるものは、集中豪雨等の大雨、台風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

(1) 集中豪雨等の大雨による災害

ア 河川の氾濫による浸水、低地の排水不良による浸水

(ア) 淀川

淀川は、国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには淀川洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

a 淀川水系洪水浸水想定区域図（平成29年6月、国が公表：淀川の外水氾濫による浸水）

想定しうる最大規模の降雨（淀川流域平均の24時間雨量約360mm）の雨量を想定して作成されている。

(イ) 寝屋川、古川

寝屋川、古川は、府により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには寝屋川流域洪水予報が出される。また、水防法の規定による浸水想定区域図が公表されており、これに基づいて市は洪水予報の伝達方法、指定避難所その他円滑な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

- a 淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川洪水浸水想定区域図（平成31年3月、大阪府寝屋川水系改修工営所が作成）

洪水浸水想定区域図は、大阪府管理河川について、水防法の規定（一部準用）に基づき、想定最大規模及び計画規模の降雨により想定される浸水深、想定最大規模降雨に伴う浸水継続時間、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を表示した図面であり、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

最大規模の降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量683mm、1時間最大雨量138.1mmを想定している。

計画規模の降雨は、京橋地点上流域の24時間総雨量311.2mm、1時間最大雨量62.9mmとしており、これは、洪水防御に関する計画（淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画）の基本となる降雨（昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大実績降雨、寝屋川流域の日雨量311.2mm）である。また、これは寝屋川総合治水対策の計画降雨となっている。

(ウ) 寝屋川流域

寝屋川流域については、大阪府が「今後の治水対策の進め方（平成22年6月）」に基づき、府管理河川について、様々な降雨を想定し、地先における河川氾濫や浸水の可能性を示し、地域住民が生命を守るための避難行動につなげてもらうこととしている。

- a 大阪府 洪水リスク表示図（平成24年8月、府が公表：府管理河川の氾濫や浸水）

想定降雨は、1/10確率降雨（おおむね50mm/hr）、1/30確率降雨（おおむね65mm/hr）、1/100確率降雨（おおむね80mm/hr）及び1/200確率降雨（おおむね90mm/hr）として作成されている。

(エ) その他の河川等

市域の全河川等について災害が想定されるが、府管理の河川については、府により洪水リスク表示図が作成・公表されている。また、公共上および影響の程度を考慮して水防区域が定められている。

※ 洪水浸水想定区域図と洪水リスク表示図の相違点

例えば「淀川水系寝屋川・第二寝屋川・恩智川・平野川・平野川分水路・古川・楠根川・城北川洪水浸水想定区域図」は、水防法の規定（一部準用）に基づき、想定最大規模の降雨及び計画規模の降雨（戦後最大実績降雨）を想定して、現状での浸水域、浸水深等を表示している。（外水氾濫）

一方、「洪水リスク表示図」は様々な降雨（10年、30年、100年、200年に一度の規模の降雨）を想定し、現状及び治水対策実施後における浸水域、浸水深を表示している。（寝屋川流域においては外水に加え内水氾濫も考慮）

大阪府洪水リスク表示図 (<http://www.river.pref.osaka.jp/>)

(オ) 低地の排水不良による浸水（内水氾濫）

1時間降水量が100mmを超えるような短時間の局地的大雨や集中豪雨では、水路が溢れるなどの排水不良により家屋が浸水する。

平成24年8月14日の前線による大雨では、寝屋川市だけでなく枚方市、交野市、四條畷市でも同時に1時間100mmを超える降雨があり、多くの家屋の浸水が生じた。この大雨での浸水区域は、今後の短時間の局地的大雨や集中豪雨の浸水被害想定としての資料となる。

(カ) 避難対策

淀川洪水予報又は寝屋川流域洪水予報が出された場合は、水防法の規定によるそれぞれの浸水想定区域図に基づく対応とする。また、淀川洪水予報、寝屋川流域洪水予報が共に出された場合は、両方の浸水想定区域図に基づく対応が必要となる。

寝屋川流域洪水予報が出され、さらに想定雨量を超える降雨が見込まれる場合等は、東海豪雨を想定した寝屋川流域浸水想定区域図に基づく対応が必要となる。

地上の浸水深の大小に関わらず地下駐車場等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

イ たため池の破堤等

市域の全ため池について災害が想定されるが、府により、公共上及ぼす影響の程度を考慮して水防ため池が定められている。

ウ 土砂災害

市域の土砂災害危険箇所は、府によって地形図等により土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所等を抽出されたものである。府は、土砂災害の被害のおそれのある区域を土砂災害（特別）警戒区域として指定している。

(2) 台風による災害

ア 強風による家屋の倒壊

強風による家屋の倒壊の想定は困難なため、台風の進路・強度等の気象情報の収集に努め、状況に応じて、木造家屋の住民を堅ろう建築物へ避難させる等の対策を講じる。

イ 河川の氾濫、浸水、低地の排水不良による浸水

上記「(1) 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

ウ ため池の破堤等

上記「(1) 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

エ 土砂災害

上記「(1) 集中豪雨等の大雨による災害」に準じる。

(3) 竜巻等による災害

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。これを正確に事前に予想することは困難なので、住民一人ひとりの判断で身の安全を確保することが重要となる。

3 人為的な原因による災害

風水害等の自然災害のほか、大規模火災、危険物事故（石油類、火薬高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等）、突発性重大事故（航空機事故、列車事故、自動車事故等）発生の可能性は皆無ではない。こうした災害をも想定し、的確に対応する計画として策定する。

4 複合的に発生する災害

地震災害、風水害、人為的な原因による災害が複合的に発生する複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の可能性も考慮し、計画を策定する。

<資料>

- ・ 気象庁震度階級関連解説表（資料編 資料2-4）
- ・ 台風の基礎知識（資料編 資料2-5）

第4節 防災ビジョン

平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人以上の尊い命を奪い、私達の住んでいる社会が自然災害に対して脆弱であることを改めて認識させた。

また、平成23年3月11日午後に発生した東日本大震災は、現在の想定を上回る規模の地震が過去に発生していなかったかを、あらゆる手掛かりを基に調査検討した上で、想定を見直す必要性を示した。

さらに、平成28年に発生した熊本地震は、4月14日午後には前震、4月16日午前には本震が発生し、2度の最大震度7を観測した。また、長期間の活発な余震活動が認められ、災害対策本部の拠点となる宇土市役所庁舎が被災してしまったことにより、災害対応に遅れが生じるとともに、業務機能を一時的に停止したことから、公共施設の耐震性や長期化する避難への対応の必要性を改めて確認させた。

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震は、鳥取県で最大震度6弱を観測し、市でも震度3を観測した。この地震では、鳥取県を中心に住宅の屋根瓦や壁が崩壊する被害が多数発生し、住宅の被害は10,000棟を超えた。

平成30年6月18日には大阪府北部地震が発生し、大阪府内観測史上初となる最大震度6弱を観測し、市でも震度5強を観測した。

令和元年6月18日には、山形県沖を震源とする地震が発生し、山形県鶴岡市で震度6弱を観測した。

平成27年9月の関東・東北豪雨による災害では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流は決壊地点から10km以上も流下して、常総市役所や多くの住宅地を含む地域の広範囲が長期にわたり浸水した。常総市役所では、通常電源及び非常用電源が浸水し、庁舎内の電源を喪失したことにより防災拠点としての機能を失った。

平成30年6月28日から7月8日にかけて発生した平成30年7月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、広域的かつ同時多発的に水害・土砂災害が発生した。この災害では、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域において、避難行動を促す情報が発令されていたにもかかわらず、人的被害が多く発生し、被災者の多くが高齢者であった。

令和元年8月26日から8月29日に発生した令和元年九州豪雨は、前線による大雨であり、九州北部地方を中心に記録的な大雨となった。令和元年9月5日から9日頃に発生した令和元年台風第15号の災害では、暴風により送電塔の倒壊・多数の電柱の倒損壊・風倒木等により、千葉県の8割の市町村で通信障害が発生し、また、長期間の停電も発生した。

令和元年10月11日から12日頃に発生した令和元年台風第19号の災害では、関東地方の広域で河川氾濫等が発生し、「避難所に入れない」「物資が行き届かない」などの事態が発生した。

令和2年7月豪雨では、新型コロナウイルス感染症が発生している状況下での避難生活や復旧活動等を余儀なくされた。

地域防災計画の策定に当たっては、このような過去の災害における教訓や近年多発する極端な集中豪雨への対応など、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災に関する基本方針（防災ビジョン）を定める必要がある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能である。災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を

防災の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせる必要があり、中長期的な視点から継続的に取り組まなければならないものも多い。

そこで、自然災害対策にあっては、種類や規模を問わず、あらゆる災害に対処できるようにする「オールハザードアプローチ」の考え方に立ち、その様々な災害リスクを市民に示した上で、防御施設の整備等を通じたハード対策で人命・財産を守ることを重視しつつ、ハード対策の水準を上回るような最大クラス of 自然災害にあっては、市民の生命を守ることを最優先として、避難対策や市民への啓発等のソフト対策とハード対策を組み合わせる多重防御で対応することをその基本的考え方とする。

ただし、設置や性能の向上により直ちに減災効果を発揮するハード対策とは異なり、ソフト対策はマニュアル等を作成しただけでは減災につながらない。利用者に理解され、利用されて初めて効果を発揮することから訓練等が必要であることに留意しなければならない。

防災行政は、市、関係機関及び市民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から市民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

市では、住宅の密集と中高層建築物、危険物施設及び多数の人が集中するスーパーマーケットなどの大規模建築物の増加により、地震や火災などが発生した場合に、複合的及び広域的災害となる危険性が増大している。このように、複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、市、消防機関及び他の防災関係機関の機能充実と市民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難場所及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。また、今後、市民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するとともに、地域の連帯による防災意識の高揚を図る。

1 防災の基本理念と基本目標

災害対策に当たっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。

また、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るための基本目標を次のように定める。

災害に強い安心して暮らせるまちづくり

第六次寝屋川市総合計画において、市の将来像を「新たな価値を創り、選ばれるまち寝屋川」と定めており、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを進めることで、目指す将来像の実現につなげるものとする。

2 基本方針

基本理念及び基本目標を達成するため、次の5つを基本方針として対策を講じる。

そのためには、各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的

に行う防災活動を促進し、市民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組を進めていかなければならない。

- (1) 命を守る
- (2) 命をつなぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能の維持
- (4) 経済活動の機能維持
- (5) 迅速な復旧・復興

3 各段階における災害対策の方向性

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCIサイクル※を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、指定避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

なお、本計画に基づく施策推進に当たっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

※PDCIサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（Improve）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

(1) 災害予防段階

周到かつ十分な対応が重要となる。

自然災害対策にあっては、ハード対策とソフト対策を組み合わせた多重防御を行うとともに、特にソフト対策として作成したマニュアルや、防災マップ及びハザードマップ等については、訓練等を通じて、市民等にそれらを十分に理解されるよう努める。

(2) 災害応急段階

迅速かつ円滑な対応が重要となる。

まず、災害が発生するおそれがある場合は、災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

(3) 災害復旧・復興段階

適切かつ速やかな対応が重要となる。

ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常

生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

4 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。

災害に強いまちづくり 災害応急対策・復旧対策への備え 地域防災力の向上

(1) 災害に強いまちづくり

ア 都市の防災機能の強化

市は、木造住宅が密集している市街地等地震災害に対して、非常に脆弱な都市構造を抱えるなど、総合的な災害予防対策に関しては、依然として不十分な面が少なくない。このため、堅ろうでしなやかなまちづくりを行うため、中長期的な視野に立って、過密化した市街地の都市環境の整備を促進し、都市基盤施設の防災機能の強化と、安全性の高い都市空間づくりの推進を図る。

(ア) 木造密集市街地等の面的整備、防火性向上の促進

(イ) 公園、緑地、道路、河川等都市基盤施設の効果的整備促進による防災空間の整備拡大と防災機能の強化

(ウ) 土木構造物の耐震強化

(エ) ライフライン災害対応力の整備強化

(オ) 災害発生時の廃棄物処理体制の強化

イ 建築物の安全強化

建築物の耐震化を「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画」により推進する。

建築物を耐震性にすぐれたものにより、地震により発生する一・二次災害における被害を軽減できる。

市及び関係機関の所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止及び軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震化を向上させるための普及を推進する。その他、非構造部材の対策や液状化対策、空き家対策等を推進する。

ウ 水害予防対策の推進

大雨、台風時のみならず、地震時における河川、水路の破堤等による洪水、浸水の災害を未然に防止するため、河川・水路の改修整備を図るとともに、広域的に定められた「寝屋川流域整備計画」、「淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画」、「寝屋川流域水害対策計画」等に基づいた総合的な治水対策を進める。また、浸水想定

区域においては、警戒避難体制等を整備するなど当該区域住民の安全を確保するとともに、区域内にある地下施設、要配慮者利用施設、大規模工場等に関する水害対策を推進する。

エ 土砂災害予防対策の推進

急傾斜地崩壊、土石流等による災害の発生が予想される土砂災害危険箇所について、実態を調査把握し、予防措置の指導、土砂災害対策工事の実施などの各種の予防対策を定め、土砂災害警戒区域においては、警戒避難体制を整備するなど当該区域住民の安全を確保する。これらの危険区域については、市民に対し周知に努める。

オ 危険物等災害予防対策の推進

消防法を始め関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

カ 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に定める第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

(2) 災害応急対策・復旧対策への備え

広域かつ同時多発的な災害が発生し、対策実施力を大きく上回る被害状況の中では、市民、事業所・団体等を含めた実施体制、他市町村、府、国等への応援要請の実施体制、そして当面優先して対応すべき活動計画をそれぞれ確立する必要がある。

迅速で的確な救援・救護対策を実施するためには、第一に、迅速な情報収集・伝達を行い、被害規模を可能な限り早期に把握するとともに、災害応急対策要員や資機材の輸送が適切に行われる必要がある。第二に、より多くの人命の救助、重傷病者の優先救護体制の整備が必要となる。第三に、平常時において、さまざまな介護介助サービスを受けている高齢者・障害者・乳幼児・病弱者等に対する緊急時におけるサービスの停止又は低下を最小限にとどめるための安全環境整備が必要となる。

ア 総合的防災体制の整備

(ア) 危機管理体制の強化

災害時には、市庁舎に災害対策本部を速やかに設置し、防災関係機関と密接な連携を保ちながら対策を行う体制の確立と、対策本部としての機能を麻痺させることのないように必要な災害対策を講じておく必要がある。

災害による被害を最小限に抑えるため、職員の迅速な参集、中枢機能の確保等市災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備など、危機管理体制の充実を図る。また、防災事務に従事する者の安全確保対策を推進する。

- a 防災中枢機能及び防災拠点の整備並びに装備資機材の確保
- b 勤務時間外における災害応急対策要員の参集体制の整備及び確保の方策
- c 情報収集伝達、災害応急対策、救命救助等初動体制の整備
- d 職員に対する防災知識の普及・訓練の実施
- e 業務継続計画の策定・運用

(イ) 広域応援体制の確立

大規模災害については、近隣府県、近隣市町が連携して災害応急対策に当たることが必要となる。そのため、国、府、市町村を始め防災関係機関・団体等の縦

横の連携体制を一層強化する。

- a 他の行政機関との相互応援協力体制の整備
- b 広域応援協定の締結と推進
- c 広域応援部隊の受入・連携体制の整備
- d 広域応援体制に基づく防災訓練の実施

イ 情報収集伝達体制の整備

災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、府、防災関係機関、市民への情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充等、情報収集伝達体制の確立を図る。また、被害の未然防止及び被害の軽減のため気象等観測体制の整備を推進する。

- (ア) 被害情報の収集・伝達の迅速、確実化
- (イ) 府震度情報ネットワークシステムの活用
- (ウ) 情報収集伝達体制の強化
- (エ) 災害時広報体制の整備
- (オ) 多様な広報手段の確保

ウ 火災予防対策の推進

大規模な火災等の災害に対処するため、消防施設等の整備及び強化を図る。

- (ア) 建築物等の火災予防
- (イ) 林野火災予防

エ 消火・救助・救急体制の整備

大規模火災や特殊災害などの災害の発生に備えて、消防施設等の整備及び強化等消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制を一層充実する。また、市民による応急救護活動を支援するため、応急救護に関する知識の普及に努めるとともに、地域への防災資機材の配備を促進する。

- (ア) 多様な消防水利の確保
- (イ) 救助資機材及び装備の整備
- (ウ) 患者等搬送体制の確立
- (エ) 自主防災組織等と連携した防災訓練の実施
- (オ) 消防知識の普及・啓発

オ 災害時医療救護体制の整備

災害時の応急医療を迅速かつ的確に行うため、市災害対策本部が立ち上がると同時に市保健所に「保健医療調整本部」を立ち上げ、医療機関及び関係機関の緊密な連携の下、医療情報の収集、現地医療体制及び後方医療体制の整備、医薬品の確保を図るなど、災害時医療救護体制を整備する。

- (ア) 災害時医療体制の整備
- (イ) 医療情報の収集・伝達体制の整備
- (ウ) 医薬品等の確保対策

カ 緊急輸送体制の整備

大規模災害時においては、災害応急対策にかかる諸活動に必要な物資、資機材、人員及び被災者等を広域的に緊急輸送する必要がある。

しかし、道路を始め交通機関の途絶など多くの障害が予想されるため、平常時からの施設の耐震強化と円滑な緊急輸送体制や多様な輸送手段の確保などの体制を整備する。

- (ア) 輸送対象の計画化
- (イ) 交通ネットワークの整備
- (ウ) 緊急輸送ルート of 確保
- (エ) 緊急輸送に伴う交通規制の実施
- (オ) 緊急道路啓開体制の整備
- (カ) 空路、河川を活用した多様な輸送手段の確保

キ 避難収容体制の整備

災害の特性に着目した避難対策の整備を図る。災害発生時に対応可能な指定避難所・指定緊急避難場所の選定及び避難路、防災空間等の配置整備を推進するとともに、指定避難所の開設、運営及び避難所生活へのフォローについての充実を図る。

- (ア) 指定避難所・指定緊急避難場所、一時避難場所、広域避難場所、避難路の整備
- (イ) 避難誘導體制の整備
- (ウ) 指定避難所の開設、管理運営体制の充実
- (エ) 避難所生活における要配慮者への配慮及び避難所生活長期化に対応する環境整備
- (オ) 被災者の健康維持活動の実施
- (カ) 応急危険度判定体制の整備
- (キ) 罹災証明書発行体制の整備

ク 緊急物資確保体制の整備

大規模災害では、市の備蓄物資の支給とあわせて、個人、企業・団体、ボランティア、近隣の市町からの生活関連物資の提供により、被災者支援が行われる。

これらの支援を迅速かつ的確に実施するため、被害想定等に基づき避難所生活者の数、地域特性等を考慮した物資の確保計画を定める。

- (ア) 給水体制の強化
- (イ) 市の備蓄体制の充実
- (ウ) 企業等との協定による調達体制の整備
- (エ) 要配慮者に配慮した必要物資の確保
- (オ) 時間の経過を考慮した確保体制の整備

ケ ライフライン確保体制の整備

都市化の進展により生活の利便性が増大した反面、災害に対する潜在的脆弱性もまた増大している。

電気・ガス供給の停止、水道の供給停止、電話の不通は市民の生活に大きな影響を与え、また、防災関係機関相互の連絡を著しく制約し、迅速・適切な災害応急対策活動の実施を困難にする。いわゆる都市型災害の発生を最小限にとどめるため、都市生活を維持するための生活関連サービス施設の災害対応力を整備・強化する。

コ 交通確保体制の整備

道路、鉄軌道施設の管理者等は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保

のため、平常時から体制の整備に努める。

- (ア) 道路施設
- (イ) 鉄軌道施設
- (ウ) 乗合旅客自動車運送事業者

サ 帰宅困難者支援体制の整備

災害により公共交通機関が停止し、帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など災害応急対策活動が妨げられるおそれもある。このため、帰宅困難者支援体制の整備に努めるとともに、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかける。

- (ア) 帰宅困難者対策の普及・啓発
- (イ) 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発
- (ウ) 代替輸送確保の枠組みの構築

(3) 地域防災力の向上

ア 防災意識の高揚

災害に的確に対処するためには、防災関係機関のみならず、関係団体や市民が「自らの生命は自ら守る」という防災の原点に立って、防災意識を高めるとともに、積極的に救援・救護活動に参画する仕組みをつくることが求められている。

特に東日本大震災等の大規模広域災害の発生時には、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいことや、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合があることなど、公助の限界が予想される。このような場合には、発災後しばらくの間は、市民が自発的に避難行動を行ったり、地域コミュニティで助け合って、救助活動、避難誘導、避難所運営等を行うなど、自助・共助が必要となる。

そのため、地域の自主防災組織の強化や企業等の地域防災活動への参画を促進するほか、防災教育、防災啓発を積極的に進める。

- (ア) 市民への防災知識の普及、啓発
- (イ) 市民参加による防災訓練の実施
- (ウ) 企業や各種団体の地域防災意識の高揚
- (エ) 学校教育や生涯学習での防災教育、防災啓発の推進

イ 要配慮者対策

要配慮者に関する防災対策は、市における福祉のまちづくりの推進計画とも深く関連していることに留意して、総合的な取組が必要である。

特に、災害情報の伝達や避難対策については弱い立場となる高齢者、障害者、外国人への対策を考慮した計画とする。

- (ア) 避難行動要支援者支援プランの作成
- (イ) 障害者、外国人への防災情報の提供
- (ウ) 避難行動要支援者への対応についての地域住民や自主防災組織との連携強化
- (エ) 福祉用具の整備や、被災地域への職員の派遣などの体制づくり

ウ 自主防災体制の整備

地域の住民、事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救

助等、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

- (ア) 地区防災計画の策定等
- (イ) 自主防災組織の育成
- (ウ) 各種組織の活用
- (エ) 事業所による自主防災体制の整備
- (オ) 救助活動の支援

エ ボランティアの活動環境の整備

大規模な災害の発生時には、国内、国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など、幅広い分野での協力を必要とする。

ボランティアの支援については、災害時におけるボランティア活動のニーズを認識した上で、平常時からボランティア関係団体との連携を密にするとともに、その受入体制や支援の方針を明確にし、ボランティア活動の支援を図る。

- (ア) 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）等と連携し、災害時のボランティアの受入体制の整備を推進
- (イ) 災害対策本部との連絡窓口の整備
- (ウ) 市、ボランティア関係団体、NPO等との連携

5 地震災害における減災目標

地震発生時に本市で想定される被害の多くは建物の倒壊によって引き起こされていることから、本市では、「第二期寝屋川市住宅・建築物耐震改修促進計画」（平成29年3月）に基づき積極的に建物の耐震化を進めている。

「寝屋川市地震防災アクションプラン」（平成30年3月）では、生駒断層帯地震や南海トラフ巨大地震の被害想定を前提とし、耐震改修促進計画に定める建物の耐震化率の向上と火災件数の減少、住宅やライフライン施設の耐震化による生活支障期間の低減などの効果を見込み、減災目標を以下のように設定している。

寝屋川市地震防災アクションプランの減災目標

基本理念	減災目標	
限りなく死者ゼロと被害の最小化	死者数	519人* → 限りなく0人
	建物被害棟数	34,180棟* → 出来る限り最小化
暮らしの迅速な回復	生活支障などによる避難所生活者数	41,040人* → 出来る限り最小化

* 「減災目標」における各項目の被害想定値は、生駒断層帯地震又は南海トラフ巨大地震のいずれかの最大値を設定

(出典：寝屋川市地震防災アクションプラン（平成30年3月）)

<資料>

- ・ 阪神・淡路大震災の記録（資料編 資料2-7）
- ・ 熊本地震の記録（資料編 資料2-9）
- ・ 鳥取地震の記録（資料編 資料2-10）

第5節 防災関係機関の基本的責務

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、防災対策を総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。また、消防機関、その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、市民の自発的な防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に向けて、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 府

府は、市を包括する広域的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び府の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を採る。

4 指定公共機関、指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び府の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関は、市域の災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務及び事業について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

また、市民及び事業者は、自らの命は自ら守るという防災の基本に立ち、日頃から自主的に災害に備えるとともに、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努める。

1 市

(1) 市（市の詳細な事務分掌は資料編参照）

- ア 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
- ウ 水防活動の実施に関すること。
- エ 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- オ 市民の防災活動の啓発、指導に関すること。
- カ 災害時における保健医療衛生活動に関すること。

(2) 枚方寝屋川消防組合

- ア 消防に関する教育及び訓練に関すること。
- イ 消防資機材等の点検及び整備に関すること。
- ウ 消防相互応援体制の整備に関すること。
- エ 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- オ 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。
- カ 火災等その他の災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。
- キ 救助、救急、救護活動に関すること。
- ク 消防活動要員の確保に関すること。

(3) 寝屋川市消防団

- ア 消防訓練及び消防資機材等の点検に関すること。
- イ 消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置に関すること。
- ウ 被災者、負傷者等の救出・救助に関すること。

2 府

(1) 枚方土木事務所地域防災監

- ア 災害予防対策及び災害応急対策等にかかる市及び関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 枚方土木事務所

- ア 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。
- イ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への提供に関すること。

(3) 寝屋川水系改修工営所

- ア 所管する寝屋川・古川の土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること。
- イ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防関係者への提供に関すること。

ウ 所管する寝屋川・古川の水防警報発表等に関する事。

(4) 中部農と緑の総合事務所

ア 所管するため池の土木施設等の防災対策及び復旧対策に関する事。

イ 水防時の雨量、ため池水位等の情報の収集及び水防関係者への提供に関する事。

3 府警察（寝屋川警察署）

ア 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関する事。

イ 被災者の救出救助及び避難指示に関する事。

ウ 交通規制・管制に関する事。

エ 広域応援等の要請・受入れに関する事。

オ 遺体の検視（死体調査）等の措置に関する事。

カ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関する事。

キ 災害資機材の整備に関する事。

4 指定地方行政機関

(1) 大阪管区気象台

ア 観測施設等の整備に関する事。

イ 防災知識の普及・啓発に関する事。

ウ 災害にかかる気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関する事。

エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市や府に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。

(2) 大阪労働局（北大阪労働基準監督署）

ア 災害時における事業場施設の被害状況の収集に関する事。

イ 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関する事。

ウ 災害時の応急工事等における二次災害防止措置を始めとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関する事。

エ 労働者の災害補償に関する事。

オ 離職者の早期再就職等の促進に関する事。

カ 雇用保険の失業等給付に関する事。

(3) 農林水産省近畿農政局（大阪府拠点）

応急用食料品（政府備蓄米）の提供に関する事。

(4) 経済産業省近畿経済産業局

ア 工業用水道の復旧対策の推進に関する事。

イ 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達に関する事。

ウ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達に関する事。

エ 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援に関する事。

オ 電力・ガスの供給の確保及び復旧支援に関する事。

(5) 中部近畿産業保安監督部近畿支部

電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進に関すること。

(6) 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所

- ア 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- イ 国管理の河川の水防警報の発表及び伝達に関すること。
- ウ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- エ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- オ 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。
- カ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

(7) 国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所

国管理の河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること。

(8) 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所

- ア 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。
- イ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- ウ 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- エ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
- オ 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。
- カ 災害時の道路通行の禁止又は制限及び道路交通の確保に関すること。

(9) 国土交通省国土地理院近畿地方測量部

- ア 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等の把握及び提供に関すること。
- イ 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供に関すること。
- ウ 防災地理情報の整備

(10) 環境省近畿地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。

(11) 防衛省近畿中部防衛局

- ア 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。
- イ 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する府その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。
- ウ 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること。

5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第36普通科連隊）

- ア 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること。
- イ 災害派遣に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵便株式会社（寝屋川市内郵便局）

- ア 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- イ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。

- ウ 災害時における郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
 - エ 災害時における重要通信確保に関すること。
 - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
 - キ 「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。
- (3) 関西電力送配電株式会社（大阪支社枚方配電営業所）
 - ア 電力施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
 - ウ 災害時における電力の供給確保に関すること。
 - エ 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
- (4) 大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）、大阪ガスネットワーク株式会社
 - ア ガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - イ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
 - ウ 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
 - エ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 西日本旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理に関すること。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
 - エ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
 - オ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
 - カ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。
- (6) 日本赤十字社（大阪府支部）
 - ア 災害医療体制の整備に関すること。
 - イ 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
 - ウ 災害救護用医薬品、血液製剤等の供給に関すること。
 - エ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
 - オ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
 - カ 避難所奉仕、ボランティアの受入・活動の調整に関すること。
 - キ 救援物資の備蓄に関すること。
- (7) 淀川左岸水防事務組合
 - ア 水防団員の教育及び訓練に関すること。
 - イ 水防資機材の整備・備蓄に関すること。

- ウ 水防活動の実施に関する事。
- (8) 京阪電気鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の防災管理に関する事。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
 - エ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事。
 - オ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。
- (9) 京阪バス株式会社（交野営業所）
 - ア 運行施設の防災管理に関する事。
 - イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
 - ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。
 - エ 災害時における運行通信施設の利用に関する事。
 - オ 被災運行施設の復旧事業の推進に関する事。
- (10) 一般社団法人大阪府トラック協会
 - ア 緊急輸送体制の整備に関する事。
 - イ 災害時における緊急物資輸送の協力に関する事。
 - ウ 復旧資機材等の輸送協力に関する事。
- (11) 日本放送協会（大阪拠点放送局）
 - ア 防災知識の普及等に関する事。
 - イ 災害時における放送の確保対策に関する事。
 - ウ 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
 - エ 気象予警報等の放送周知に関する事。
 - オ 指定避難所等への受信機の貸与に関する事。
 - カ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
 - キ 災害時における広報に関する事。
 - ク 災害時における放送の確保に関する事。
 - ケ 災害時における安否情報の提供に関する事。
- (12) 西日本高速道路株式会社（関西支社）
 - ア 管理道路の整備と防災管理に関する事。
 - イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
 - エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事。
- (13) KDDI株式会社（関西総支社）
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
 - エ 災害時における重要通信確保に関する事。
 - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
 - キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事。

- (14) ソフトバンク株式会社
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
 - エ 災害時における重要通信確保に関する事。
 - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
 - キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事。
- (15) 楽天モバイル株式会社
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関する事。
 - ウ 津波警報、気象警報の伝達に関する事。
 - エ 災害時における重要通信確保に関する事。
 - オ 災害関係電報・電話料金の減免に関する事。
 - カ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。
 - キ 「災害用伝言板サービス」の提供に関する事。
- (16) 日本通運株式会社（大阪支社）
 - ア 緊急輸送体制の整備に関する事。
 - イ 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事。
- (17) 公益財団法人大阪府消防協会
 - ア 防火・防災思想の普及に関する事。
 - イ 消防団員の教養・訓練及び育成に関する事。
- (18) 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）
 - ア 防災知識の普及等に関する事。
 - イ 災害時における広報に関する事。
 - ウ 緊急放送・広報体制の整備に関する事。
 - エ 気象予警報等の放送周知に関する事。
 - オ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
 - カ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。
- (19) 大阪府道路公社
 - ア 公社管理道路の整備と防災管理に関する事。
 - イ 道路施設の応急点検体制の整備に関する事。
 - ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
 - エ 被災道路の復旧事業の推進に関する事。
- (20) 一般社団法人大阪府LPガス協会
 - ア LPガス施設の整備と防災管理に関する事。
 - イ 災害時におけるLPガスによる二次災害防止に関する事。
 - ウ 災害時におけるLPガス及びLPガス器具等の供給確保に関する事。
 - エ 被災LPガス施設の復旧事業の推進に関する事。
- (21) 大阪広域水道企業団

- ア 水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事。
- イ 水道用水・工業用水道の被害情報に関する事。
- ウ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事。
- エ 水道用水及び工業用水の供給確保に関する事。
- オ 応急給水及び応急復旧に関する事。

7 その他公共的団体

- (1) 一般社団法人寝屋川市医師会（以下「医師会」という。）
 - ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
 - イ 負傷者に対する医療活動に関する事。
- (2) 一般社団法人寝屋川市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）
 - ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
 - イ 避難所における口腔衛生の確保に関する事。
- (3) 一般社団法人寝屋川市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）
 - ア 災害時における医療救護の活動に関する事。
 - イ 要治療者の医薬品の確保に関する事。
- (4) 公益社団法人大阪府看護協会（大阪府北東支部）
 - ア 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事。
 - イ 被災者に対する看護活動に関する事。
- (5) 一般社団法人寝屋川市病院協会（以下「病院協会」という。）
 - ア 医療救護所及び市災害医療センター（以下「医療救護所等」という。）の開設に関する事。
 - イ 災害時における医療救護の活動に関する事。
- (6) 市社会福祉協議会
 - ア 災害時における福祉・ボランティア活動に関する事。
 - イ ボランティアの防災活動支援に関する事。

第7節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念の下、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

1 市民の基本的責務

市民は、自助、共助の理念の下、災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 防災訓練や防災講習等への参加
- イ 地域の地形、危険場所等の確認
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

- ア 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- イ 避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族との安否確認方法の確認
- エ 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- オ 災害時に必要な情報の入手方法の確認

(3) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な参加
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 避難行動要支援者への支援
- エ 地域住民による避難所の自主的運営
- オ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念の下、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP:Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- イ 地域の地形、危険場所等の確認

(2) 災害への備え

- ア 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- イ 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- ウ 避難場所、避難経路の確認
- エ 従業員及び利用者等の安全確保
- オ 従業員の安否確認方法の確認
- カ 最低3日分の生活必需品等の備蓄

(3) 出勤及び帰宅困難者への対応

- ア 発災時のむやみな移動開始の抑制
- イ 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- ウ 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- エ 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

(4) 地域防災活動への協力等

- ア 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- イ 初期消火、救出救護活動への協力
- ウ 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第 8 節 計画の修正及び周知徹底

1 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実状に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、寝屋川市防災会議に諮り修正する。また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、修正に当たっては、原則として次の手順で行う。

- (1) 寝屋川市防災会議は、関係機関の意見等を聴き、防災計画修正案を作成及び審議し、修正する。
- (2) 寝屋川市防災会議は、修正した防災計画を災害対策基本法第42条第5項の規定により府知事に報告する。
- (3) 災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表する。公表の手段としては、広報誌（紙）等を活用する。

2 他の計画との関係

(1) 寝屋川市総合計画との関係

この計画は、寝屋川市総合計画（以下、「総合計画」という。）に基づく諸施策と密接な関連性を有するものである。総合計画は、市民と行政が共有すべきまちづくりの指針であるとともに、今後を展望した総合的かつ計画的な市政運営の指針でもあり、これに基づき、防災に関する様々な施策及び取組を推進している。

(2) 府地域防災計画との関係

この計画は、府地域防災計画及び府水防計画との一貫性と整合性を有するものである。

(3) 諸法令等に基づく計画との関係

この計画は、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法、気象業務法、災害救助法等各般の諸法令・規程に抵触するものでなく、相互に整合性が保たれているものである。

3 計画の習熟

市及び関係機関は、市民・事業者等と一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をP D C Iサイクル（計画Plan－実行Do－評価Check－改善Improve）により防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。

4 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取組の中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。